

修正前	修正後	説明等
<p>1. 策定にあたって</p> <p>(1) 策定の趣旨</p> <p>① 現状と課題</p> <p>人口減少、少子高齢化、社会情勢や世帯構成の変化、価値観の多様化など、さまざまな要因により、地縁・血縁が希薄化し、地域の支え合いの力の低下、つながりの衰退や地域福祉を支える担い手の高齢化が進んでいる。</p> <p>この度の台風や大雨による災害においても、住民同士のつながり・助け合いの大切さが再認識され、顕在化した。</p> <p>そのため、地域の多様な主体が分野を越え、世代を越え、横断的につながり、地域の支え合いの力をより一層高めていくことが、ますます重要となる。</p>	<p><u>近年、人口減少・少子高齢化・核家族化の進行、認知症高齢者・共働き世帯・人生100年時代を踏まえた高齢者の就労者数・外国人住民の増加、価値観の多様化や情報通信技術等の急速な進歩に伴う生活環境の変化、大規模な自然災害の頻発など、社会・経済情勢の変化に伴い、地域社会を取り巻く環境は大きく変化している。こうした中、地縁・血縁により助け合う機能は低下し、人と人とのつながりの希薄化が進んでいる状況が見られる。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(構成変更・移動)</u></p> <p><u>本市の人口は現在 980,219 人（2020 年 1 月 1 日時点）であり、国全体の人口が減少に転じるなか、微増傾向を維持してきた。しかしながら、2020 年をピークに減少に転じ、2025 年には 974,900 人、2040 年には 907,600 人となる見込みで、本市も人口減少の局面を迎えつつある。</u></p> <p><u>また、高齢化率は、2019 年 12 月末時点で 25.9%と、10 年前の 19.6%から大きく上昇しているが、これが、2025 年</u></p>	<p>「核家族化の進行」「認知症高齢者・共働き世帯・高齢者の就労者数・外国人住民の増加」「生活環境の変化」「大規模自然災害の頻発」「社会・経済情勢の変化」等を現状に追加。構成を変更し、「担い手の高齢化」等については、後段に移動。</p> <p>前段に「大規模な自然災害の頻発」を記載。</p> <p>構成を変更し、「①現状と課題」の結びに移動。</p> <p>新たに本市の人口、少子高齢化の状況を記述。</p>

<p>また、老老介護、ひとり暮らし高齢者の社会的孤立、ダブルケア、ひきこもり、8050問題、ゴミ屋敷、児童虐待や子どもの貧困の問題など、個々が抱える生活課題は複雑化・多様化し、複合的な課題を抱える世帯が増加している。</p>	<p>には28.6%、2040年には35.7%まで上昇すると見込まれている。一方、出生数は、2017年が6,654人であり、過去30年間で最も多かった2002年の8,605人から大きく減少しており、少子高齢化が急速に進んでいる。</p> <p>本市はこれまで、2006年度に策定した第1期千葉市地域福祉計画（「花の都・ちば ささえあいプラン」）から、4期にわたる地域福祉計画とそれらに基づく取り組みにより、地域住民、千葉市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）と行政が連携しながら、地域で支え合う仕組みづくりを積極的に推進してきた。</p> <p>併せて、この間、新たな制度や公的サービスも始まり、2006年度には「あんしんケアセンター」を市内12か所に設置し、高齢者とその家族に対する包括的な相談支援を開始した。現在では、30か所（出張所2か所を含む）まで拡大し、2018年度の相談件数は62,890件となっている。2013年12月には、「生活自立・仕事相談センター」を市内2か所に設置し生活困窮者（世帯）に対する包括的な相談支援を開始した。現在では3か所で運営を行っており、2018年度の相談延べ件数は、17,077件となっている。</p> <p>また、各地域においては、民生委員・児童委員が、地域の身近な相談相手となり、市社協コミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーターなどが、地域生活課題の解決に向けた支援を行ってきた。</p> <p>これらの相談・支援活動を市内で展開してきた中で、老老介護、ひとり暮らし高齢者の社会的孤立、ダブルケア、ひきこもり、8050問題、ゴミ屋敷、児童虐待や子どもの貧困の問題など、単独の制度や公的サービスのみでは対応が困難な問題が、地域において発生していることが明らかになってきた。個々が抱える生活課題は、複雑化・多様化し、分野をまたぐ複合的な課題を抱える世帯が顕在化、</p>	<p>新たにこれまでの地域福祉計画や相談支援体制整備の経過について記述。</p> <p>文言修正。 構成変更。</p>
--	---	---

<p>そのため、誰も置き去りにしない、断らない相談支援体制の構築に向け、具体的な取組みをさらに進めていくことが必要である。</p> <p>② 地域共生社会の実現</p> <p>第4期地域福祉計画では、重点施策として、「コミュニティソーシャルワーク機能の強化」を位置付け、地域の実情に応じた支え合いの地域づくりに取り組んできた。</p> <p>第5期地域福祉計画においては、これまで積み上げてきた成果を土台としつつ、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う『地域共生社会の実現』を目指し、区（地域）と市が一体となり、より中長期的な視点で策定を進めていく。</p>	<p>増加している。</p> <p><u>地域づくりの面でも、地域福祉活動を支える担い手が不足するだけでなく、高齢化・固定化していることも深刻な問題であり、活動の継続が難しくなっている地区（圏域）も出てきている。</u></p> <p><u>一方で、子ども食堂、地域支え合い活動、高齢者への買い物支援など、新たな取組みを始めた地区（圏域）も出てきている。</u></p> <p><u>第5期地域福祉計画策定にあたっては、こうした地域社会の様々な変化や地域の実情を的確に捉えたうえで、地域の多様な主体が分野を越え、世代を越え、横断的につながり、地域の支え合いの力をより一層高めていくこと、また、誰も置き去りにしない、断らない相談支援体制の構築に向け、具体的な取組みをさらに進めていくことが必要である。</u></p> <p>同左</p> <p><u>第5期地域福祉計画においては、第4期地域福祉計画の成果と課題を明確にしたうえで、課題を解決するため、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う『地域共生社会の実現』を目指し、区（地域）と市が一体となり、<u>中長期的な視点で様々な取組みを進めていく。</u></u></p>	<p>前段から移動。</p> <p>第4期計画の検証を明記。</p> <p>文言修正。</p>
--	--	---

<p>③ 区（地域）の取組み</p> <p>区（地域）においては、「高齢者、障害者、子どもなどの対象者別の活動から全世代型、共生型への展開」「企業、大学・学校、社会福祉事業者、NPOなど多様な主体との連携」「サロンなど身近な居場所における地域住民等による相談体制づくり」「既存資源の活用」「個人同士の緩やかなつながり」「小さな実践や仕掛けの積み重ね」を視点として持ち、市とともに、住民同士の支え合いを推進する。</p>	<p>区（地域）においては、<u>第5期地域福祉計画の策定にあたって、「1. 高齢者、障害者、子どもなどの対象者別の活動から全世代型、共生型への展開」「2. 企業、大学・学校、社会福祉事業者、NPOなど多様な主体との連携」「3. サロンなど身近な居場所における地域住民等による相談体制づくり」「4. 地域福祉活動への若者・子どもの参加」「5. 全世代を対象とした担い手づくり」</u>を視点として、市とともに、<u>それぞれの地域の実情に合わせて、住民同士の支え合いの仕組みづくり</u>を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文言追加。 ・数字を付番。 ・「既存資源の活用」「個人同士の緩やかなつながり」を具体的に修正。 ・「小さな実践や仕掛けの積み重ね」はP10のリード文に記載。 ・地域の実情を踏まえる必要性を明記。 ・文言修正
<p>④ 市の取組み</p> <p>市においては、区（地域）をしっかりと支えていくことに主眼を置き、「地域の支え合いの力を高める」施策として、地域づくりの担い手・リーダーの育成、地域活動の拠点確保、新たなプラットフォームの設置、居場所（通いの場）や生活支援サービスの拡充などを推進する。</p> <p>また、「誰も置き去りにしない、断らない相談支援体制を構築する」施策として、地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制づくりへの支援や、市内の様々な相談支援機関をコーディネートする機能の整備などを推進する。</p>	<p>市においては、<u>コミュニティソーシャルワーク機能をさらに強化し、その機能が区（地域）に根付くこと</u>に主眼を置きつつ、「地域の支え合いの力を高める」施策として、地域づくりの担い手・リーダーの育成、<u>地域福祉活動の拠点確保、新たなプラットフォームの形成</u>、居場所（通いの場）や生活支援サービスの拡充などを推進する。</p> <p>同左</p>	<p>文言修正。</p> <p>文言修正。</p> <p>文言修正。</p> <p>文言修正</p>

<p>さらに、「地域包括ケアシステムの構築」「生活困窮者自立支援の促進」「成年後見制度の利用の促進」「住宅確保要配慮者に対する支援」を地域福祉計画に組み込んでいく。</p> <p>(2) 計画の位置づけ ①・②略</p> <p>③ 関連する計画との関係 (図表内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画 ・地域防犯計画 ・市民参加・協働実施計画（毎年度策定） ・両矢印 <p>「地域包括ケアシステムの構築」「生活困窮者自立支援の促進」「成年後見制度の利用の促進」「住宅確保要配慮者に対する支援」を地域福祉計画に組み込む。</p> <p>(3) 計画期間</p> <p>2. 地域福祉を取り巻く状況の変化</p> <p>(1) 様々なデータ、統計（今後、整理して記載。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少、少子高齢化、世帯構成の変化、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、など。 <p>(2) 国の動き・法改正、制度の見直し（今後の動向を踏まえ、掲載する。以下、参考。）</p>	<p>さらに、「地域包括ケアシステムの構築」「生活困窮者自立支援の促進」「成年後見制度の利用促進」「住宅確保要配慮者に対する支援」などを地域福祉計画に組み込む。</p> <p>(図表内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画 <u>(H30.3 修正)</u> ・地域防犯計画 <u>(H30～H32)</u> ・<u>(削除)</u> ・両矢印 <u>(横に) 協働</u> <p>「地域包括ケアシステムの構築」「生活困窮者自立支援の促進」「成年後見制度の利用促進」「住宅確保要配慮者に対する支援」などを地域福祉計画に組み込む。</p> <p>—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少、少子高齢化、世帯構成の変化、ひとり暮らし高齢者・<u>認知症高齢者</u>・<u>障害者</u>・<u>外国人住民の状況</u>など。 <p>—</p>	<p>文言修正。 文言修正。</p> <p>現計画期間等明記。</p> <p>今後、関係性を整理。 矢印の意味を追加。</p> <p>文言修正。 文言修正。</p> <p>文言修正。 障害者・外国人の状況を追加。</p>
---	---	--

<p>(3) これまでの取組み今後の課題 ①～③略</p> <p>④ 第5期地域福祉計画への課題（今後、整理して記載。）</p> <p>3. 支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）について</p> <p>(1) 計画の構成</p> <p><区（地域）の取組み></p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の活動により解決を図る課題に対する取組み ・地域の課題の解決に向けた、地域の人材と資源を活かした身近な支え合いや健康づくりの取組み <p><市の取組み></p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市全域で中長期的な視点をもって進めていくことが必要な取組み <p>(2) 圏域の考え方</p> <p>(3) 基本目標・共有するメッセージ</p> <p>◆共有するメッセージ 『誰もが地域と関わりながら、お互いに支え合い、自分らしく、健やかに暮らせる社会を創る』</p>	<p>④第4期地域福祉計画の成果と第5期地域福祉計画への課題（今後、整理して記載。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の活動により解決を<u>目指す</u>課題に対する取組み ・地域の課題の解決に向けた、地域の人材と資源を活かした身近な支え合いや健康づくり<u>など</u>の取組み <p>—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市全域で中長期的な視点をもって進めていくことが必要な取組み(<u>コミュニティソーシャルワーク機能の強化など</u>) <p>◆共有するメッセージ (仮)『誰もが地域と関わりながら、お互いに支え合い、自分らしく、健やかに暮らせる社会を創る』</p>	<p>第4期計画の検証を明記。</p> <p>文言修正。 文言修正。</p> <p>文言追加。</p> <p>今後検討していく旨を明記。</p>
--	--	--

4. 住民同士の支え合いく区（地域の取組み）

・各区の「基本目標（基本理念）」「基本方針（仕組み）」「具体的な取組み」「重点取組地区」などを記載する。

・策定の参考として、取組みテーマを以下のとおり設定する。但し、分類や関連づけは行わない。

① 見守りの仕組みづくり	⑥ 福祉教育・啓発
② 支え合いの仕組みづくり	⑦ 相談体制づくり
③ 地域のつながりづくり	⑧ 情報提供の充実
④ 健康づくり	⑨ 防災対策を通じた地域づくり
⑤ 担い手の拡大とボランティア活動の促進	⑩ 防犯対策を通じた地域づくり

・加えて、6つの「策定にあたり取り入れていただきたい視点」を示す。

- ① 高齢者、障害者、子どもなどの対象者別の活動から全世代型、共生型への展開
- ② 企業、大学・学校、社会福祉事業者、NPOなど多様な主体との連携
- ③ サロンなど身近な居場所における地域住民等による相談体制づくり
- ④ 既存資源の活用
- ⑤ 個人同士の緩やかなつながり
- ⑥ 小さな実践や仕掛けの積み重ね

・同左

・「具体的な取組み」に、小さな実践や仕掛けの積み重ねを盛り込んでいくことが大切である。

・（一部削除）取組みテーマを以下のとおり設定する。但し、分類や関連づけは行わない。

・加えて、5つの「策定にあたり取り入れていただきたい視点」を示す。

- ④ 地域福祉活動への若者・子どもの参加
- ⑤ 全世代を対象とした担い手づくり
（削除）

追加。策定にあたり取り入れていただきたい視点の1つから、リード文に記載へ変更。

「策定の参考として」を削除。

6→5へ変更。

具体的に記述。
具体的に記述。
リード文へ移す。

<p>5. 地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み<市の取組み></p> <p>◆取組方針Ⅰ「地域の支え合いの力を高める」 ◇主要施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動の拠点確保 ・新たなプラットフォームの設置 <p>◆取組方針Ⅱ「誰も置き去りにしない、断らない相談支援体制を構築する」 ◇主要施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティソーシャルワーク機能の強化（CSW増員等） <p>◆取組方針Ⅲ～（今後設定） ◇主要施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護の推進（成年後見支援制度利用促進） ・福祉と文化の融合 <p>6. 好事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各区の好事例として、地区部会、町内自治会、社会福祉事業者、NPOなどの取組みを記載する。 ・市や千葉県社会福祉協議会による区（地域）の支援事例や地域共生社会の実現に資する取組み（好事例）についても掲載する。 	<p>◆取組方針Ⅰ「地域の支え合いの力を高める」 ◇主要施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>コミュニティソーシャルワーク機能の強化（CSW増員等）</u> ・<u>地域福祉活動の拠点確保</u> ・<u>新たなプラットフォームの形成</u> <p>◆取組方針Ⅱ「誰も置き去りにしない、断らない相談支援体制を構築する」 ◇主要施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>コミュニティソーシャルワーク機能の強化（CSW増員等）</u>（再掲） <p>◆取組方針Ⅲ～（今後設定） ◇主要施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>権利擁護の推進（成年後見制度利用支援）</u> ・<u>福祉と文化・福祉とスポーツの融合</u> <p>6. <u>取組事例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各区の<u>取組事例</u>として、地区部会、町内自治会、社会福祉事業者、NPOなどの取組みを記載する。 ・市や市社協による区（地域）の支援事例や地域共生社会の実現に資する取組みについても掲載する。 	<p>追加</p> <p>文言修正 文言修正</p> <p>文言追加。</p> <p>文言修正。 文言修正。</p> <p>文言修正。</p> <p>文言修正。</p> <p>文言修正。 「(好事例)」を削除。</p>
--	--	---

7. 計画の推進体制

(1) 計画の推進体制

(2) 計画の評価

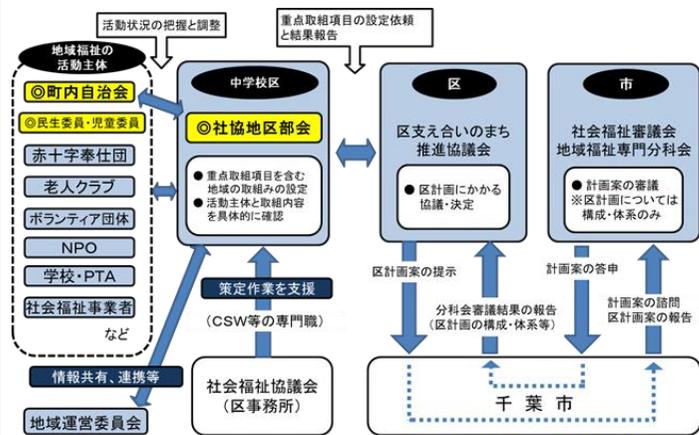
② 評価の内容・手順

ア 目標設定・評価の考え方

【評価の考え方】

・好事例を可視化し、積み上げていくことで、全体評価や検証につなげていく。また、今後の分析のため、市民アンケートなど意識調査の実施を検討する。

8. 計画の策定体制



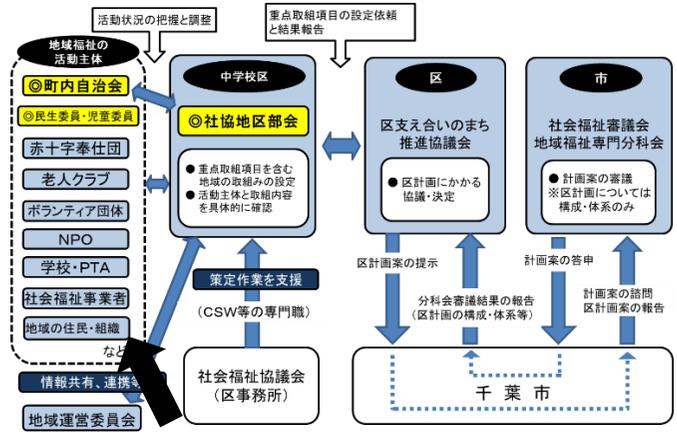
9. 策定スケジュール

—

【評価の考え方】

・取組事例を可視化し、積み上げていくことで、全体評価や検証につなげていく。また、今後の分析のため、市民アンケートなど意識調査の実施を検討する。

—



文言修正。

図中左「地域福祉の活動主体」に「地域の住民・組織」を追加。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。